

広域的实施体制の枠組み（方向性）

「アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)記1に基づき、広域的实施体制の枠組みについては、以下の点に留意しつつ、既存の広域連合制度をベースに当該制度を発展させるための検討を進め、平成24年の通常国会に特例法案を提出することを目指す。

なお、移譲を受けようとする具体的意思を有する関西、九州両地域の意向を踏まえ、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所を当面の移譲対象候補として、個別の事務・権限ごとに国の関与を始めとする諸課題について具体的な検討を行う。

1 執行機関の在り方

○ 執行機関の在り方については、以下の視点を踏まえ検討する必要がある。

〔検討の視点〕

- ・ 構成団体間の利害調整が適切に行われる体制
- ・ 緊急時等に迅速な意思決定が確保される体制
- ・ 一部の構成団体の考えに偏らない公平・公正な判断が保障される体制
- ・ 広範な事務・権限を処理するにふさわしい体制

こうした点を踏まえ、

- ・ 権限と責任を有する長を置く（構成団体の長との兼職を妨げない）
- ・ 構成団体の長をメンバーとする会議を置く
- ・ 専任の執行役（仮称）を置く

こととし、制度の詳細については引き続き検討する。

2 議会の在り方

○ 常任委員会等の設置、定例会の回数増や会期の長期化等について広域的实施体制の議会の自主的な取組を促す。

3 監査・透明性の確保

- 包括外部監査契約の締結を義務付ける。
- 移譲事務の実施状況を広域的实施体制自ら検証し評価する仕組みを特例法に基づく基本方針で定める。

4 広域的实施体制の区域

- 国民の利便性や永続的な社会資本の整備管理等を確保する観点を踏まえ、ブロック単位で出先機関の移譲を受ける広域的实施体制の区域として必ず含まなければならない都府県の区域を定める。
- まずは、関西、九州両地域を念頭に区域の在り方を検討する。

5 組織の安定性、永続性

- 国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けた広域的实施体制が解散する場合及び構成団体が脱退する場合の手続等は、別に法律で定める（当該法律が定められなければ、解散、脱退はできない。）。

6 北海道、沖縄県の取扱い

- 北海道と沖縄県については、一の道県で出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けられる取扱いとする。

7 効果的・効率的な広域行政の推進

- 構成団体の事務・権限を持ち寄ることにより、広域行政をより効果的・効率的なものとする。
- 政令市の加入を促進する。

8 移譲対象となる事務・権限

- 出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。
- 事務区分、国の関与（指示、同意、許可等）、並行権限行使について検討した上で、なお不都合が生じる場合には、移譲の例外となる事務・権限とすることを個別に検討する。

9 事務区分、移譲事務に係る国の関与（指示、同意、許可等）の在り方、並行権限行使

- 個別の事務・権限ごとに、まずは現行法制に照らして検討を行い、不都合が生じる懸念があれば、対応策を柔軟に検討する。

10 大規模災害時等の緊急時のオペレーション

- 大規模災害時等に全国の人員や資機材を結集し現場力・統合力・即応力をもって組織的・機動的に対応できるよう、詳細については引き続き検討する。

11 個別の作用法令に基づかない様々な事務の取扱い

- 事務の位置づけを明確化するため、可能なものは個別作用法に規定することを基本としつつ、それ以外の事務についても、特例法に根拠規定を設ける等の措置を含め、その法制的な在り方について検討する。

12 新たに必要となる事務の取扱い

- 出先機関の移管が行われた地域においては、他の地域で出先機関が処理することとなる新たな事務について、広域的实施体制が処理することを基本に、法令上の手当て等について検討する。

13 人員の移管

- 円滑な移管を実現するため、移管する要員規模の決め方、移管の方法、身分の取扱い、処遇上の取扱い等について、主として以下の点に重点を置いて検討を進める。
 - ・ 移譲される事務・権限に従来国で要していた要員数がそのまま地方で必要となる要員数となることを基本とする。
 - ・ （別に辞令を発せられない限り）事務・権限の移譲の日において、移譲先の職員となることとし、移管の前後において、職員の就く官職の職務と責任は同等とすることを基本とする。
 - ・ 給与、休暇、服務については、移管先の条例等に拠ることとし、退職手当については、国、地方の勤続年数を通算の上、最終退職官署において支給する。共済については、国家公務員共済組合の組合員から地方公務員共済組合の組合員になる。
 - ・ 移管前後で国・地方を通じて公務能率を維持・向上させる必要があることから、人事交流を含むキャリアパスや採用における任用上の配慮、研修、人事記録等の引継ぎ等の必要な措置を講ずるものとする。

14 財源

- 移譲される事務・権限の執行に要する財源について、改革の理念に沿った必要な措置を講ずる。